第二十条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付する方法）」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第二十七条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付する方法）」を削り、同条第二項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第三十六条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第四十一条第一項第一号中「箇所」の下に「（当該表示を付すことが困難又は不合理である特別特定無線設備にあつては、当該特別特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」を「特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特別特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

様式第七号注1及び様式第十四号注1中「5㎜メートル以上（体積が100cc以下の津波受信設備にあつては、直径3㎜メートル以上）」を「3㎜メートル以上」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

6　法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。

7　前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うものとする。

第五条第五項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

○厚生労働省令第九十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の五から第十三の四まで、第十四及び第十四の二中機械保全の項を削る。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表知的財産管理の項中「二十二番地一」を「二十三番地三」に改め、同表ビル設備管理の項の次に次のように加える。